

(第五期)次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員が仕事と家庭生活を両立させ、ワーク・ライフ・バランスを実現させることにより、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について社会貢献できる企業を目指し、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間
2. 目標および行動計画の内容

目標 1 平成33年3月31日までに、家族の看護、家事都合、学校行事参加を理由とする時差勤務制度利用の延べ件数を年間 200件以上とする

<対策>

家族の看護や学校行事参加など次世代育成のため、時差出勤制度を活用し働き方の多様化を進める。

目標 2 年次有給休暇の取得を一人当たり平均12日以上とする。

<対策>

計画有休の消化と有休奨励日の積極的活用を図る
前年1年間の事業所別有給休暇取得状況を公表し、取得を推進する

目標 3 地域社会貢献の一環として、インターンシップの受入学生数を3年間累計で60名とする。(石川支社管内25名、富山支社管内20名、福井支社管内15名)

<対策>

各学校との連絡を深める
インターンシップの受入体制を整える